

社団法人海外農業開発コンサルタント協会役員退職手当規程

(趣旨)

第1条 社団法人海外農業開発コンサルタント協会(以下「協会」という。)の常勤の役員(以下「役員」という。)の退職手当の支給に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(資格要件)

第3条 役員が次の各号の1つに該当するときは、退職手当を支給する。ただし、勤続1年未満の者には支給しない。

- (1) 役員の任期满了により退職した場合
- (2) 協会の都合により任期途中で退職した場合
- (3) 休職期間満了により退職した場合
- (4) 自己の都合により退職した場合
- (5) 死亡した場合

(特認事項)

第4条 定款第16条により解任された者および前条に該当しない事由により退職した者については、その都度理事会の同意を得て会長がこれを定める。

(支給額)

第5条 退職手当の額は、在職期間1月につきその者の退職の日における役員給与規程第6条に定める月額報酬額に100分の21の割合を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第6条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは1月として計算するものとする。

- 2 特別に会長の認める以外は、休職期間は算入しない。
- 3 役員が任期满了の日の翌日に再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものと見なす。
- 4 在職期間の月数の計算対象とする在職期間の最高限度を60ヶ月とする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族の範囲およびこれらの者が退職手当を受ける順位については、遺族補償に関する労働基準法の規程を準用する。

(積み立て)

第8条 協会は、毎年度末に在職有給役員の退職手当給与金を推算し、その額と既積立金と差額を積み立てるものとする。ただし、特別の事情があるときは、当該年度積立額を定めて積み立てることができる。

(実施細則)

第9条 退職手当の支給手続きその他この規定の実施に関し必要な事項については、会長が理事会の同意を得て別に定める。

(その他)

第10条 本規程の施行に当たっては協会給与規定（平成12年1月1日から適用）に定められた役員に関わる事項は廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成14年5月23日から施行する
- 2 この規程は、第62回理事会（平成20年5月30日）で互選された常勤の役員には適用しない。